

特 別 会 計

●特別会計とは、特定の事業を行う場合に一般会計と区分している会計で、当町には5会計あります。

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額	差引額
墓 地 公 園 特 別 会 計	680万円	491万円	189万円
国民健康保険特別会計	6億8,285万円	6億7,510万円	775万円
介護保険特別会計	6億5,428万円	6億2,764万円	2,664万円
後期高齢者医療特別会計	1億3,202万円	1億2,837万円	365万円
公共下水道事業特別会計	6億5,559万円	6億3,732万円	1,827万円
合 計	21億3,154万円	20億7,334万円	5,820万円

※ 1万円未満四捨五入

公営企業会計（法適用分）

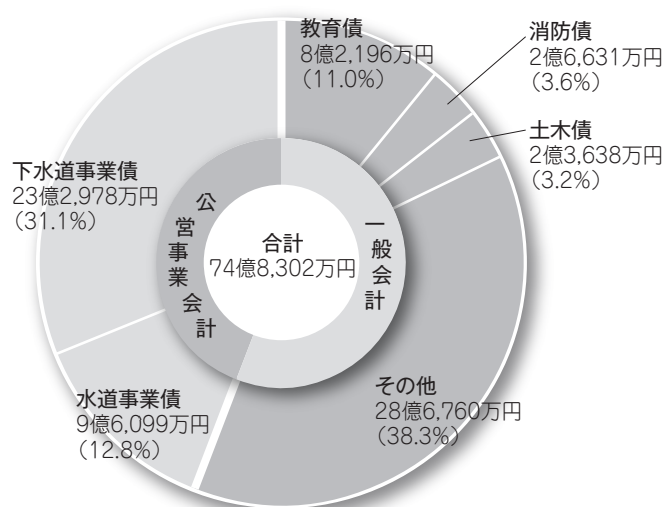
●公営企業会計は、民間企業と同じような経営をしている事業で、地方公営企業法の適用を受けるものとして、当町には1会計あります。

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額	差 引 額
水道事業	収益的 2億6,367万円	2億6,392万円	△25万円
	資本的 1億5,230万円	2億1,285万円	△6,055万円
合 計	4億1,597万円	4億7,677万円	△6,080万円

△は不足額。不足額は留保資金等で補てんしました。

※ 1万円未満四捨五入

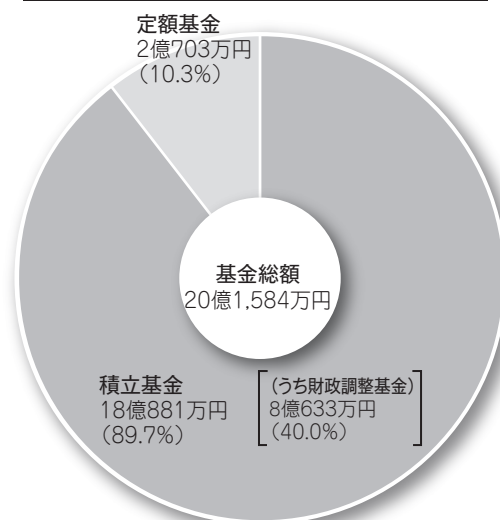
町 債 の 状 況



町民1人あたりの借入金残高 683,943円

基 金 の 状 況

※一般会計のみ



町民1人あたりの基金残高 184,246円

一財政健全化法一 健全化判断比率 について

「財政健全化法」とは、財政の健全さを計る下記の指標を導入し、再建の枠組みを定めた法律で、国民健康保険などの特別会計や水道事業などの企業会計、さらには一部事務組合等への負担見込額もチェックされています。本町の健全化判断比率などの状況は、全ての指数が基準を大きく下回っているため、財政の健全性が保たれています。

指 標	指 標 の 説 明	比率 (単位:%)	基 準 値(単位:%)	
			早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	15.00	20.00
	連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
	実質公債費比率	6.8	25.0	35.0
	将来負担比率	3.4	350.0	
	資金不足比率 (水道・下水道事業)	—	(経営健全化基準) 20.00	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、数値が存在しないため「—（ハイフン）」となっています。

※早期健全化基準・経営健全化基準は「財政の悪化（イエローカード）」を、財政再生基準は「財政の破たん（レッドカード）」をあらわす基準値で、健全化判断比率・資金不足比率がこれらの基準値を超えた場合には、国からの健全化に向けた取り組みが指導されます。

問い合わせ先 総務課 TEL 377-5651 FAX 377-5661